新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

追加接種(4回目)について

※ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。

象校●

- 3回目接種から5カ月以上経過しており、次のいずれかに該当する人
- ①満60歳以上の人
- ②満18歳~満59歳で基礎疾患を有する人(または重症化リスクが高いと医師が認める人)
- ③満18歳~満59歳の医療機関や高齢者施設などの従事者

●接種券について

「満**60歳以上の人**」3回目の接種日順に接種券を発送しています。接種を希望する場合は、接種券が 届き次第予約をしてください。

満18歳~満59歳の人 3回目の接種日順に接種券発行申請書を発送します。基礎疾患を有する人 や、その他重症化リスクが高いと医師が認める人で接種を希望する場合は、接種券発行申請書を保 健センターへ郵送してください。詳しくは接種券発行申請書に同封する通知をご確認ください。

医療機関や高齢者施設などの従事者 既に発送済みの接種券発行申請書をご利用ください。接種券 発行申請書を破棄または紛失した場合は、保健センターまでお問い合わせください。

※申請書の欄外に「医療従事者など」と記載してください。

町保健センター(役場東)で実施する集団接種について

※武田/モデルナ社のワクチンを使用します。

現在、8月21日 (日本) 現在 (9:00~11:00、13:30~15:30) の予約を受け付けています。

※他市町村で3回目のワクチン接種をした後に町に転入した場合は、町に接種記録がないため、追 加接種(4回目)用の接種券が発行できません。接種券の発行を希望する場合は、保健センターま でお問い合わせください。

協力医療機関が実施する個別接種について

現在、8月28日回接種分までの予約を受け付けています。8月29日周~9月11日回接種分は、 8月15日 9:00~予約開始です。医療機関により、接種可能日や使用するワクチンが異なりま す。詳しくは、町ホームページまたは、接種券に同封したチラシをご覧ください。 ※ 医療機関に直接来院して予約はできません。

●予約方法について

群馬県デジタル窓口(LINE)



群馬県デジタル窓口

問い合わせ先

健康子育で課 健康づくり室 ☆54-7744(直通)

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症対策として、令和4年度に実施または実施を予定している主な事業を紹介します。 町民の皆さまの健康と安全を第一に、全庁一丸となって万全の対策を行っていきますので、皆さまには、3密リスクの回避や手洗い・うがいの徹底など、引き続き感染症拡大防止へのご協力をお願いします。 なお、最新の情報は町ホームページでご確認ください。

事業		対 象	内 容	問い合わせ先
住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金(国)	均等	114年度分の住民税 等割が新たに非課税 いった世帯	コロナ禍における総合緊急対策として、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯などへ1世帯当たり10万円を支給する。※詳しくは次ページ下段をご覧ください。	
令和4年度住民税非 課税世帯に対する吉 岡町独自支援給付金	令和3年度分の住民税 非課税世帯に対する臨 時特別給付金を受給し た世帯であって、令和4 年度も引き続き住民税 均等割が非課税の世帯		新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある人の生活や暮らしの支援として、令和3年度分の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯であって、令和4年度も引き続き住民税均等割が非課税の世帯に対する町の独自支援として1世帯当たり5万円を支給する。 ※対象の人への支給要件確認書の発送と申請が必要な人の受け付けは、10月から開始します。 ※詳しくは広報よしおか10月号に掲載予定です。町ホームページでも情報を順次掲載します。	介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)
買い物代行事業	高齢者·障害者		買い物や公共交通機関の混雑など、3密の回避を促進しつつ、高齢者および障害者の買い物弱者への見守り機能と生活支援を行う。 ※12月から開始予定です。詳細が決まり次第、町広報などでお知らせします。	介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)
ごみ出し支援事業			コロナ禍で地域の交流や助け合いが減ったことにより、近隣の協力を得ることができない環境にある高齢者および障害者の家庭系ごみの搬出を手助けすることによって、見守りと生活支援を行う。	
物価高騰に伴う保育 園及び幼稚園の給食 等に関する負担軽減 事業	町民が通う町内外の保 育園・幼稚園		コロナ禍における物価高騰に伴う給食食材 費の増額分の負担を支援する。	健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)
物価高騰に伴う学校 給食等に関する負担 軽減事業	町立小·中学校			教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)
家計急変世帯緊急支援	小・中学生がいる世帯	令和4年に入って 家計が急変した保 護者	令和4年に入って家計が急変した保護者に対し、臨時的に学校生活で必要な学用品費(2、3学期分)、学校給食費(9月~3月分)などを支援する。	教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286(直通)
モバイルルーターの貸 し出し	る世帯	就学援助を必要 とする家庭	家庭学習のためのモバイルルーターの貸し 出しを行う。	
ストップコロナ!対策認 定店応援事業	町内の「ストップコロナ! 対策認定制度」認定店		安全安心な生活環境の実現と地域経済の活性化を目的に、県「ストップコロナ!対策認定制度」の認定店における感染症対策への取り組みを応援するため、1店舗当たり10万円の給付金を交付する。 ※詳しくは広報よしおか9月号に掲載予定です。町ホームページからもご覧いただけます。	産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)